

低所得者支援（非課税世帯） 給付金のご案内（1世帯/3万円）

- 低所得者支援（非課税世帯）支援給付金（1世帯あたり3万円）は、令和6年度住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- 対象世帯のうち、18歳以下の児童（高校生年代）の児童がいる世帯に対しては児童1人につき、2万円を追加して支給します。
- 給付金の対象となる可能性のある世帯には4月頃（予定）にお知らせ文書を送付する予定です。
- 令和6年1月2日以降に鶴居村に転入してきた方を含む世帯や、所得未申告の世帯（村が世帯の課税状況を把握できない世帯）については申請手続きが必要です。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

■ 給付金の支給開始時期

令和7年4月30日より順次

■ 支給対象と申請について

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

令和6年12月13日時点で鶴居村に住民登録があり、世帯全員の令和6年度「住民税均等割が非課税」の世帯かつ、過去に同様の給付金を受給しており、村が口座情報を把握している世帯

申請なしで給付金を受給できます。
4月4日付けでお知らせ文書を送付しました。

令和6年12月13日時点で鶴居村に住民登録があり、世帯全員の令和6年度「住民税均等割が非課税」の世帯で村が口座情報を把握していない世帯

申請が必要です。
対象の世帯へは4月7日付けで申請書を送付しました。
申請受付は4月11日から開始します。

令和6年1月2日以降に鶴居村へ転入してきた方を含む世帯や所得未申告の世帯（村が世帯の課税状況を把握できない世帯）

申請が必要です。
4月11日より受付を開始しますので役場窓口までお越しください。

申請期限

申請が必要な世帯の申請期限
令和7年7月31日(木)まで

お問合せ先：鶴居村役場保健福祉課福祉係
連絡先：0154-64-2116